

平成28年度 第1回成田市空き缶等及び吸い殻等散乱防止審議会 概要

1. 日時

平成28年11月7日（月）

午前9時00分～午前9時30分

2. 開催場所

成田市役所 3階 第二応接室

3. 出席者

（審議員）：宮田会長・岩館副会長・小倉委員・一色委員・日置委員

（事務局）：石井環境部長・黒田課長・八代係長・谷口主任主事・野村主事・宍倉主事

4. 欠席者

（審議員）：渡邊委員・比田井委員・越川委員

5. 議題

（1）美化推進重点地区の変更について

（2）成田市の取組みについて

（3）横浜市の取組みについて

（4）その他

6. 会議の概要

（1）美化推進重点地区の変更について

前回の審議会において全員一致で可決していただいたJ R成田駅周辺の再開発事業に伴う美化推進重点地区の変更については、平成28年4月1日に正式に変更が完了した。

また、公津の杜駅周辺について、マンションや分譲地が多く立ち並ぶほか、平成28年4月1日に国際医療福祉大学が開学したことにより人口が増加している。

そのため、公津の杜駅周辺についても、美化推進重点地区に追加することを今後の審議会でも検討していきたい。

（質疑なし）

（2）成田市の取組みについて

成田市では美化運動について、大きく3つの取組みを行っている。

1つ目は環境美化運動で、5月・8月・12月に基準日を設け、市内の自治会や団体などの協力を得て、散乱ごみの収集を行うもの。昨年度は556団体・63,513人が参加した。

2つ目は駅前清掃美化事業で、京成成田駅周辺の清掃活動をシルバー人材センターに委託しているもの。

3つ目は駅前クリーン運動で、毎月21日に商工会、市職員を中心として駅周辺の清掃活動を行うもの。昨年度は1,760人が参加した。

全ての取組みについて、今後も継続していきたいと考えている。

(質疑なし。)

(3) 横浜市の取組みについて

横浜市では、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」、通称「ポイ捨て・喫煙禁止条例」を施行し、様々な施策に取り組んでいる。

ポイ捨ての対策として、市内26地区、944.2haを美化推進重点地区として指定しているほか、条例で市内全域においてポイ捨ては2万円以下の罰金と定めているが、実際にパトロール等は実施していない。

また、喫煙禁止の対策として、市内6地区を喫煙禁止地区として指定しており、地区内での喫煙者から2,000円の過料を徴収している。過料については、文書・電話による督促を行っているが、回収率が100%にはならないため、現在差し押さえも検討している。

なお、過料処分件数は、減少傾向にある。

(質疑)

・成田市には罰金などの決まりはあるのか。

→ポイ捨て禁止条例でごみのポイ捨てをした者は2万円以下の罰金と定めてはいるが、パトロール等は実施していないので、過去に罰金を徴収したことはない。

・JR成田駅周辺に喫煙所はあるのか。

→現在、喫煙所はない。ただし、今後、喫煙禁止地区等のルールを設けることになれば、喫煙所は必ず必要になると思われるので、場所等について今後検討が必要である。

(4) その他

特になし。

(約30分)

7. 傍聴者

1名